

論  
説

中国の国家の性質

——憲法的考察——

西 村 幸 次 郎

一 本稿の課題

二 人民民主主義独裁の国家

(+) 四九年共同綱領

(=) 五四年憲法と中共八全大会

三 プロレタリアート独裁の社会主义國家

(+) 反右派闘争

(=) 過渡期階級闘争論と中ソ論争

(=) 「文革」と七五年および七八年憲法

四 人民民主主義独裁の社会主义國家

(+) 中共十一期六中全会以前

(=) 中共十一期六中全会以降

(=) 八二年憲法の「草案」と「成案」

五 国家の性質論の現況——林景仁論文を素材に——

(+) プロレタリアート独裁と連合独裁

(=) 民族ブルジョアジーとの同盟

(=) 民主と独裁の関係

(+) 掼取階級廢絶後の独裁の必要性

## 本稿の課題

新中国成立以前の革命根據地、辺区、解放区政權の性質は、中国革命の三宝の一つである「統一戰線」の変化・発展と深いかかわりをもちながら、第一・二次国内革命戦争期（一九二一～三六年）には「労農民主独裁の國家」（原文は「工人和農民的民主專政的國家」）であり、一九三一年一月の「中華ソビエト共和国憲法大綱」にみられる）、抗日戦争期（一九三七～四五年）には、「革命的諸階級の連合独裁」（原文は「各革命階級聯合專政」）であり、一九四〇年一月の「新民主主義論」にみられる）がそれぞれ政權の呼称として採用されている。そして抗日戦争期には、すでに「人民共和国」の構想が主張され（一九三五年二月の「日本帝国主義に反対する戰術について」）、それが第三次国内革命戦争期（一九四六～四九年）を通じて次第に内実を与えられ、全国解放直前の「建国の大憲章」である「中國人民政治協商會議共同綱領」（一九四九年九月二九日）において「人民民主主義独裁の國家」として定着するのである。

新中国成立後から現在までの三十五年余の期間に、周知の如く、四つの憲法が採択されている。国家の性質について、一九五四年憲法—「人民民主主義国家」（原文は「人民民主國家」）、一九七五年・七八年憲法—「プロレタリアート独裁の社会主義国家」（原文は「無產階級專政的社會主義國家」）、一九八二年憲法—「人民民主主義独裁の社会主义國家」（原文は「人民民主專政的社会主义國家」）といふ基本的には三つの表現が使用されている。

そこで、本稿では、第一に、新中国成立後の憲法および関連事件（項）の検討を通じて、国家の性質規定の変化について、その時々の社会の性質、階級状況、指導力、権力の任務等に配慮しながら概観し、第二に、現行の八二年憲法における国家の性質については、その制定過程および制定後の議論を整理することによって、最近の問題状況を考

えることにして。(1)

## 二 人民民主主義独裁の国家

### (一) 四九年共同綱領

共同綱領は序文において、「……新民主主義すなわち人民民主主義を中華人民共和国の国家建設の政治的基礎とする……」とともに、第一条において「中華人民共和国は、新民主主義すなわち人民民主主義の国家であり、労働者階級が指導し、労農同盟を基礎とし、民主的諸階級と国内諸民族を結集した人民民主主義独裁を実行し……」と規定する。この文言から見るように、当時の国家の性質は、「人民民主主義独裁」として表現されているが、必ずしも明確なものとはなっていない。その間の事情については、周恩来による「[中国]人民政治協商會議共同綱領」草案起草の経過および綱領の特徴に関する報告要旨<sup>(2)</sup>が示唆的である。それによれば、「社会主義(への道)」を明言すべきとする意見として、具体的には「新民主主義が一つの過渡的性質の段階であることを認める以上、必ずやより高級の社会主义および共産主義の段階に発展するのであり、それゆえこののような前途を総綱の中に明確に規定すべきである」とする見解が出されたのに対し、周恩来報告は全体的意見を次のようにとりまとめている。つまり、「大方は、この前途というものを肯定し、いささかの疑問もないが、解釈・宣伝、とくに実践を通じて全国人民に証明してきているのであり、全国人民が自らの実践においてそれが唯一最良の前途であることを認識してこそ、そのことを真に容認でき、また誠心誠意そのために奮闘することを望むものである。そこで、当分の間、このことを書かないこととするが、しかしそのことを否定するのではなく、いつそう慎重に対処するということである。」

建国当初は未解放の地域がまだ相当に存在し、土地改革の実施やアメリカ・イギリス・フランス等の在華帝国主義の経済的思想的勢力の一掃といった反封建主義・反帝国主義の課題が残存していたこと、さらには当時の権力が広範な統一戦線に基盤をおいたことも加わって、「新民主主義」の表現に落ちつき、「社会主義（への道）」は規定上明確にされなかつた。後に、吳山論文<sup>(3)</sup>が土地改革および民主改革の実施の必要性、人民の社会主義に対する認識の不充分性、国家建設指導の経験上の不充分性を指摘して、次のように説明する点は理解しうることである。つまり、「社会主義改造」という大きな任務は、全国のあらゆる分野において直ちに実行に移すことはできなかつた。もし共同綱領の中に社会主義の前途を書いたならば、われわれがそのときになさねばならないことを混乱させる恐れがあつた。」もちろん、共同綱領の経済政策の部分において、これから進むべき道としての社会主義の前途を保証する規定が見られる。

つまり、國家権力の任務については、「中華人民共和国は、帝国主義の中国におけるすべての特權を廃止し、官僚資本を没収して人民国家の所有にうつし、順序をおつて封建的・半封建的な土地所有制を農民的土地位所有制にあらため、国家の公共財産と協同組合の財産を保護し、労働者・農民・小ブルジョアジーおよび民族ブルジョアジーの經濟的利益とその私有財産を保護し、新民主主義の人民經濟を發展させて、着実に農業国を工業国にかえてゆかなければならぬ。」（第三条）と規定し、「經濟建設の基本方針」については、「公私兼顧・勞資両利・都市農村の相互援助・对外貿易發展政策によって、生産を發展させ、經濟を繁榮させる目的を、達成することである」として、「各種の社會經濟的因素」（國營、協同組合、単独經營、私的資本主義、國家資本主義の各經濟）の調整とそれらの國營經濟の指導のもとでの分業・協業を掲げる（第一六条）。さらに、各經濟要素の性質と役割が具体的に規定される（第二八条～三一条）。

この問題に言及する比較的に最近のものとして、何華輝論文<sup>(4)</sup>がある。そこでは、國家権力の性質規定との関係で民族ブルジョアジーと私的資本主義經濟の問題が重視されている。つまり、「共同綱領が規定する上述の憲法的規範の階級關係面に反映される重要な特徴の一つは、民族ブルジョアジーが依つて立つところの私的資本主義經濟が合法的地位をもつだけでなく、特定の条件の下では国家はさらにその發展を援助するのであり、私的資本主義經濟を消滅させる問題はまだ日程に上っていない」ということである。民族ブルジョアジーは、獨裁の対象ではなく人民の範疇に属し、民主の主体である。」そして、同氏はこのことを中國的特徴をもたらすものとして位置づけ、共同綱領にいわれる「人民民主主義獨裁」は、「プロレタリアート獨裁」とは區別される「革命的諸階級の連合獨裁」もしくは「労農民主獨裁」であるとする。これらは前述の解放前の呼称と同一であるが、その内容においては諸条件の變化・發展による相違を反映して著しく異なる。

なお、建国時の権力の性質規定をめぐっては、「プロレタリアート獨裁」とする見解がこれまでもっとも有力であつたが、後述のように最近では一九五二年の「過渡期の総路線」以降にプロレタリアート獨裁に転化したとする見解が優勢のよう見える。<sup>(5)</sup>

## (II) 五四年憲法と中共八全大会

一九五四年憲法第一条は、「中華人民共和国は、労働者階級が指導し、労農同盟を基礎とする人民民主主義國家である」と規定する。前文では、「この憲法は、一九四九年の中國人民政治協商會議共同綱領を基礎とし、またそれを發展させたものである」とするが、このことは國家の性質規定についても基本的に妥当する。そのことは同じく前文において、「中國の人民は、……人民民主主義獨裁の中華人民共和国をうちたてた」とし、憲法草案に関する劉

少奇報告が「労働者階級が指導し労農同盟を基礎とするということは、われわれの国家の根本的な性質をあらわしている。このことは、われわれの国家が人民民主主義国家であることをしめしている。」と説明することからも伺える。<sup>(6)</sup>

右の点は共同綱領を「基礎」とする側面であるが、それではその「発展」の側面はどうであろうか。このことを五四年憲法において確認するならば、「社会主義（への道）」を明示する、次の諸点にみられる。つまり、「中華人民共和国の人民民主主義制度すなわち新民主主義制度は、わが国が平和な道をつうじて、搾取と貧困をなくし、繁栄して幸福な社会主義社会を建設できるよう保証している。」「わが国の人民は、過去数十年のあいだに、土地制度の改革・抗米援朝・反革命分子の鎮圧・国民経済の復興などの大規模な闘争を成功裡にすすめた。このことは、経済建設を計画的におこない、一步一步社会主義社会にうつっていくために必要な条件を準備したものであった。」（前文）

それとともに、五四年憲法は当時の社会の性質を社会主義への「過渡期」としてとりえ、そこでの国家の基本的任務および社会主義社会建設の全般的目標をのべる次の点は、「共同綱領」（期）とは異なる新たな中国社会の段階と権力の任務を説明するものである。つまり、「中華人民共和国の成立から社会主義社会の建設をなしとげるまで、このあいだは過渡期である。過渡期における国家の基本的任務は、国の社会主義的工業化を一步一步実現し、農業・手工業および資本主義的工商業にたいする社会主義的改造を一步一歩完成していくことである。」（前文）「中華人民共和国は、国家機関と社会の力に依拠し、社会主義的工業化と社会主義的改造をつうじて、一步一歩搾取制度をなくし、社会主義社会を建設することを保証する。」（第四条）

そして、五四年憲法は右の基本的任務と全般的目標を達成するための経済政策をきわめて詳細に規定している。つ

まり、それは主要な生産手段所有制（全人民的所有制、集団的所有制、単独經營所有制、資本家の所有制）の位置づけとそ  
れらに対する政策（五条～十条）として確認される。それらのうち、その当時国家の性質に大きくかかわるもののが「資  
本家の所有制」の存在であり、それに対する政策は第一〇条に規定される通りである。つまり、「国家は、法律にも  
とづいて、資本家の生産手段の所有権とその他の資本の所有権を保護する。」／国家は、資本主義的工商業にたいして  
は、利用・制限・改造の政策をとる。国家は、國家の行政機関による管理・国営經濟による指導および労働者大衆に  
よる監督をつうじて、国の經濟・人民の福祉にとって有益な資本主義的工商業の積極的な作用を利用し、國の經濟・  
人民の福祉にとって不利益をもたらすその消極的な作用を制限し、それらをさまざまのことなった形態の國家資本主  
義經濟に転化するよう奨励し指導して、資本家の所有制を、しだいに全人民的所有制にかえていく。／国家は、資本  
家が公共の利益をそこない、社会經濟的秩序をみだし、國家の經濟計画を破壊する一切の不法行為を禁止する。」

このように「資本家の所有制」に対する利用・制限・改造政策は国家資本主義形態（とくに公私合營）を通じて進め  
られ、資本主義的工商業の基本的改造とともに勤労者階級としての「等質性」が強調された。その背景には、こ  
とに「工業企業の生産総額における各經濟構成要素の比重の変化<sup>(7)</sup>」に関する統計数字が、一九五六年未の時点で、社  
会主義的工業＝六七・五%，國家資本主義的工業＝三一・五%を示すように、階級関係の大きな変化が存在する。こ  
うして、從来強調されていた、労働者階級と資本家階級の対立が基本的に解決され、勤労者階級もしくは勤労人民と  
しての「等質性」が前面にでてくるのである。しかし、矛盾の存在は否定できず、それを人民（味方）と敵の間の矛盾  
＝対抗的矛盾と人民内部の矛盾＝非対抗的矛盾の図式によつて処理しようとする、二種の矛盾の理論へと展開してい  
つたのである。それは、毛沢東の「人民内部の矛盾を正しく處理する問題について」（一九五七年一月）において体系

化されている。

ところで「三大改造」の基本的達成の直前に開催された中共八全大会（一九五六年九月）の劉少奇政治報告は、次のように述べた。つまり、「中華人民共和国が成立してから、労働者階級が数億の農民と強固な同盟を結んで全国的な支配権を確立し、労働者階級の政党である中国共産党が全国の政権を指導する政党となつたことによつて、人民民主主義独裁は、実質上すでにプロレタリアート独裁の一つの形態となりました。これによつて、ブルジョア民主主義革命の性質をもつたわが国の革命は、平和な道をとおつて、直接プロレタリア社会主義の性質をもつた革命にうつりかわることができるようになつたのであります。したがつて、中華人民共和国の成立は、わが国のブルジョア民主主義革命の段階が基本的におわり、プロレタリア社会主義革命の段階がはじまつたことをしめし、わが国が資本主義から社会主義へうつる過渡期にはいったことをしめしています。<sup>(9)</sup>」この報告によつて、それまでは必ずしも明確ではなかつた建国時からの国家の性質について、「プロレタリアート独裁の一つの形態」としての「人民民主主義独裁」と規定したのである。<sup>(10)</sup>

### 三 プロレタリアート独裁の社会主義国家

#### （一）反右派闘争

反右派闘争（一九五七年六月～五八年夏）を見る場合、一九五六～七年の中国の国内的国際的諸条件として次のことが注目される。

まず、ソ連では共産党第二〇回大会（一九五六年二月）においてスターリンの個人崇拜が批判されるとともに社会主

義的適法性が再建された。中国ではこうしたソ連の動向の影響を強く受けて、中共八全大会（一九五六年九月）において人民民主法制の強化、系統的な完備した法律の制定、文化遺産の継承・発展などが確認され、「百花齊放」・「百家争鳴」のスローガンの下に各界は活発な議論を開いたのである。政法学界も「法の繼承性」の問題<sup>(1)</sup>を中心に多方面にわたって議論を開いたのであるが、本稿の主題との関係でみると、後に「右派分子」として批判された人々の発言には「プロレタリアート独裁」を否定する、次のようなものがあった。つまり、「プロレタリアート独裁の国家には自由と民主主義は存在しない」<sup>(12)</sup>とか、「三害（官僚主義、セクト主義、主觀主義）の生まれる根源はプロレタリアート独裁にほかならない」<sup>(13)</sup>とする発言である。こうした発言に対する批判・闘争＝反右派闘争を通じて、ますます「プロレタリアート独裁」の擁護が強調されることとなつたのである。<sup>(14)</sup>

最近の指摘にあるように、一九五三年から「プロレタリアート独裁」（原文は「無產階級專政」）の用語が使用され、一九五七年の反右派闘争以後にそれが廣汎に使用されるようになつたのであるが、このことは前述の経緯を反映するものである。<sup>(15)</sup>

## （二）過渡期階級闘争論と中ソ論争

中国では一九五九年六月から始まる自然災害の続く中、ソ連は一九六〇年七月に中国から技術者を引き揚げ経済的援助を打ち切つた。一九六一年一〇月には、ソ連共産党第二回大会において新綱領が採択され、そこでは「プロレタリアート独裁」にかわって「全人民の國家」がうたわれたのである。<sup>(16)</sup>つまり、「プロレタリアート独裁は、共産主義の第一段階である社会主義の完全で最終的な勝利と、共産主義の全面的な建設への社会の移行とを保障したことによって、その歴史的使命をはたし終わり、国内的発展の任務からみて、ソ連では必要がなくなった。プロレタリアー

ト独裁の国家として生まれた国家は、こんにちのあたらしい段階では、全人民の国家、全人民の利益と意志を代表する機関に変わった。」

それから約一年後の一九六二年九月に中国では中共八期十中全会が開催され、「過渡期階級闘争論」が次のように定式化された。<sup>(17)</sup>

「社会主義社会は相当長期にわたる歴史的段階である。社会主義といふこの歴史的段階においては、なお、階級、階級矛盾と階級闘争が存在し、社会主義と資本主義といふ二つの道の闘争が存在し、資本主義復活の危険性が存在する。このような闘争の長期性と複雑性を認識しなければならない。警戒心を高めなければならない。社会主義教育をおこなわなければならない。階級矛盾と階級闘争の問題を正しく理解し、処理し、敵味方の矛盾と人民内部の矛盾を正しく区別し、処理しなければならない。さもなければ、われわれのこのような社会主義国は、その反対の側にむかいい、変質し、復活があらわれることになる。われわれはいまから、この問題について、毎年語り、毎月語り、毎日語つて比較的はつきりした認識をもち、マルクス・レーニン主義の路線をもたなければならぬ。」

また、翌年の六三年六月に、中共中央はソ連共産党中央委員会に対して、「国際共産主義運動の総路線についての提案」を出し、それに対して同年七月、ソ連共産党中央委員会が、「ソ連各級党組織と全共産党员にあてた公開書簡」で中国に反論したのである。

その後、一九六四年七月に発表された、「フルシチヨフのエセ共産主義とその世界史的教訓——ソ連共産党中央委員会の公開書簡を評す(九)」は、「いわゆる『全人民の国家』を反ばくする」の柱を立て、中国共産党の基本的態度を表明している。<sup>(18)</sup>また、政法学界もこの問題を取り上げているが、その代表的な魯鈍論文は次のように「全人民国家」を

批判している。つまり、「マルクス・レーニン主義者から見れば、国家であるかぎり、つねに階級性をもつてているものであり、プロレタリアート独裁の国家でなければ、ブルジョア独裁の国家にほかならない。両者のどちらかでなければならない。非階級的・超階級的国家は存在しない。国家が存在するかぎり、それは全人民的なものではありえない。一旦社会に階級がなくなれば、国家というものはなくなってしまう。現代修正主義者のいわゆる『全民国家』は、社会主义国家のプロレタリアート独裁の性質を改めることを公然と宣言し、国内において日々に氾濫する資本主義勢力に奉仕するものである。事実、彼らのこのような理論と政策は、決して人民に共産主義をもたらすのではなく、社会主义の成果すらもひどく危うくさせ、それは正に資本主義の復活に道を開くものである。」

このように、「全民国家」をめぐる問題が中ソ論争の重要な争点の一つであったが、当時中国側のソ連批判の前提として挙げられた、「ソ連には敵対階級と階級闘争が存在している」とするソ連社会に対する指摘は、最近の中国の動向から見て今日では到底なしえないものであろう。なぜなら、現在の中国は「四つの現代化」推進のため「外資導入」政策を中心とする对外開放政策をとって、従来の「自力更生」路線を大きく転換させており、また、農村では生産請負制を採用して新たな格差の造成を容認しているからである。<sup>(21)</sup>

ソ連についてみると、一九七七年の現行ソ連憲法<sup>(22)</sup>は、前文で「ソビエト国家は、プロレタリアート独裁の諸課題を遂行しあえることによって、全民国家となつた」とし、第一条では「ソビエト社会主義共和国連邦は、労働者、農民およびインテリゲンチャ、国のですべての民族および民族的集團の勤労者の意志と利益を表現する、社会主义的全人民国家である」と規定したが、すでにそれ以前に「全民国家」の階級性やプロレタリアート独裁の機能の継続を認めめる見解が登場していたのである。また、「全民国家」の存立の前提としての「発達した社会主义」という今日

のソ連社会の性質規定についても再検討が進められていることに注目すべきであろう。<sup>(23)</sup>

### 〔三〕 「文革」と七五年および七八年憲法

「文革」（一九六六年～七六年）中は、多くの論者が指摘するように、「人民民主主義独裁」の用語が根本的に廢棄され、「プロレタリアート独裁」の用語のみが使用されたのである。<sup>(24)</sup>このことは、「文革」の理論と実践を集約する、七五年憲法に典型的に示されている。つまり、序文では、「プロレタリアート独裁」の用語を五回にわたって使用するとともに、中国の基本路線と憲法の指導思想というものを次のように確認している。「社会主义社会は相当長い歴史的段階である。この歴史的段階においては、終始、階級、階級矛盾、階級闘争が存在し、社会主义と資本主義との二つの道の闘争が存在し、資本主義復活の危険性が存在し、帝国主義と社会帝国主義による転覆と侵略の脅威が存在する。これらの矛盾は、プロレタリアート独裁のもとでの継続革命の理論と実践によってのみ解決することができる。」<sup>(25)</sup>これは、前述の「過渡期階級闘争の理論」を憲法上に導入したものである。

本文では、国家の性質について、第一条が「中華人民共和国は、労働者階級の指導する、労農同盟を基礎としたプロレタリアート独裁の社会主义国家である」とする。

「文革」時、中国の研究者が国家の性質についてどのように考えていたかは、華東政法学院での討論内容のまとめとして、浅井敦氏によつて次のように紹介されている。<sup>(26)</sup>それは、劉少奇の五四年憲法草案報告批判の形をとつてゐる。つまり、「劉少奇報告は、中華人民共和国の本質を故意にあいまいにしてゐる。マルクス・レーニン主義の觀点からすれば、世界中のどの国家もすべて一定の階級独裁をその本質とする。ある国家の性質を論ずる場合、どの階級の独裁かを明らかにすることなくして正しい国家論、憲法論は成り立たえない。しかるに劉少奇は、憲法第一条の文

言をオウム返しにするだけで、あえて中国のプロレタリア独裁の性格を明確に示すことをさけた。このことは、一九五三年にすでに過渡期の総路線がうちだされて、中華人民共和国が成立したときから中国は資本主義から社会主義への過渡期に入ったことが明示されていたことと思い合わせると、劉少奇とかれによって代表される政治勢力がとる路線、立場が基本的にいかなる性格のものであるかを示している。」<sup>(27)</sup> このような劉批判から見るかぎり、「文革」支持・推進者の国家の性質論は、建国時からプロレタリアート独裁とする見解に傾斜していたとみることもできる。それとともに、劉批判が中共八全大会の政治報告との関係に触れていない点を注意しておきたい。

また、「全民国家」については、「実際には、正真正銘の官僚独占のブルジョア的なファッショ独裁である」とするものが基本的立場であった。

今日、一般に指摘されるように、「文革」イデオロギーの特徴として超歴史的・主観主義的傾向があるが、そのことは国家の性質問題における劉少奇批判にも基本的に妥当する。なぜなら、五四年憲法およびその草案報告について、その当時の客観的諸条件というものを無視し、その歴史的意義を否定するからである。

「文革」後に制定された七八年憲法は、「文革」については「第一次プロレタリア文化大革命が勝利のうちに幕を閉じたことによって、わが国の社会主义革命と社会主义建設は新たな発展の時期に入った」とこれを肯定し、「基本路線」と「プロレタリアート独裁のもとでの継続革命」を踏襲するとともに、国家の性質規定については七五年と同一の表現を採用している。

#### 四 人民民主主義独裁の社会主义国家

##### (一) 中共十一期六中全会以前

一九七八年十二月の中共十一期三中全会以後に採択された「刑法」および「刑訴法」(一九七九年七月)は、「人民民主主義独裁すなわちプロレタリアート独裁」(原文は「人民民主專政即無產階級專政」)の用語を採用したのにともない、第五期全国人民代表大会第三回会議(一九八〇年八月)において、一九七八年憲法第一条の改正、とくにその中の「プロレタリアート独裁」を「人民民主主義独裁」に改めるべきとする提案が出され、「刑法」および「刑訴法」の表現が合わせて議論されるようになったのである。そして、同年九月に「憲法改正委員会」が発足して改正作業が進められ、一九八一年六月の中共十一期六中全会までの約十ヶ月の間にも『光明日報』(一九八一年四月二日)が「人民民主專政實質上就是無產階級專政」(特約評論員論文)を発表するほか、『民主与法制』、『社会科学』等の誌上において、具体的の改正意見が出された。ここでは、宋日昌および許崇徳の両氏の見解に注目しておきたい。

##### (1) 宋日昌氏の見解

国家の性質についての表現は、これまで憲法上「プロレタリアート独裁の社会主义国家」と書かれ、ある場合は「労働者階級独裁の社会主义国家」と書かれているが、この二つの言い方はいずれも現在の中国の情況にすでに適合しなくなっている。プロレタリアートはブルジョアジーにたいしていうものであり、現在中国のブルジョアジーが階級としてすでに消滅している以上、プロレタリアート独裁をいうだけではすでに適切でなくなっている。労働者階級をいうことについては、現在の国家の主人公は労働者、農民、知識分子および革命的・愛国的統一戦線の人士であつ

て、労働者階級だけではないから、労働者階級をいうだけでは適切でない。人民民主主義独裁と書くことが比較的に適切と思われる。現在の実際的状況からいえば、人民民主が包含する意味は異なるが、「人民民主主義独裁の社会主义国家」と書くのが適當である。<sup>(28)</sup>

## (2) 許崇德氏の見解

わが国家の根本的性質をいかに的確に表現すべきか。五四年憲法第一条は「人民民主主義国家」という。国家は階級抑圧の道具であるから、人民民主主義国家は人民民主主義独裁である。そして新中国の人民民主主義独裁は実質上プロレタリアート独裁であり、両者に根本的区别はない。しかし、人民民主主義をいうと全国人民の团结をいつそう体現でき、ゆえに科学的表現である。その後の実際的状況は、理論上ますます階級闘争の重大性を強調し、人民民主主義独裁の言い方がしだいに消えていき、プロレタリアート独裁にとってかえられたのである。七五年の憲法改正のときには、「プロレタリアート独裁の社会主义国家」といった。実際にはここでは本質上の変化はないのであり、かえって同義反復である。なぜなら、社会主义国家が労働者階級によつて指導される以上、必然的にプロレタリアート独裁であるからである。くりかえしていふことは、ことさら必要ではない。<sup>(29)</sup>

## (1) 中共十一期六中全会以降

以上の意見は中共十一期六中全会以前のものであるが、それ以後の議論の傾向とは若干の相違がみられる。つまり、「建国以来の党の若干の歴史的問題に関する決議」が、その後の議論に一定の影響を及ぼすからである。この決議は、「文化大革命」はいかなる意味でも革命とか社会的進歩ではなく、また、そうしたものではあり得なかつた」として「文革」を全面的に否定したが、それが国家の性質について言及するところを見ると、「建国後三十一年間に

われわれのかちとった主な成果」の第一に、「労働者階級の指導する、労農同盟を基礎とした人民民主主義独裁、すなわちプロレタリアート独裁の國家権力を樹立し、うち固めたこと」を挙げ、「一九四九年十月に中華人民共和国が生まれてから一九五六年までの期間、わが党は全国各民族人民を指導して、新民主主義から社会主義への転化を段取りを追って実現し、国民経済を急速に回復させるとともに、計画的な経済建設をくりひろげ、全国の圧倒的多数の地区で生産手段私有制の社会主義的改造を基本的になしとげた」とする。その際、「かなり長い期間内に国の社会主义的工業化を逐次実現するとともに、農業、手工業、資本主義工商業にたいする社会主義的改造を逐次実現する」ことを内容とする「過渡期の総路線」（一九五二年）<sup>(31)</sup>を強調している。

この「決議」を受けてなされた憲法制定過程における議論の特徴として、「プロレタリアート独裁」の開始期を一九五二年の「過渡期の総路線」以降におく傾向にあることは、以下に見る通りである。ここでは、積極的な発言を行なった許崇德、何華輝、董成美の三氏に注目しておきたい。

### （1） 許崇德氏の見解

まず、許崇德論文は、建国直後の三年間の活動を列挙した後、「このような大量の活動は社会主義を直ちに実現するものでなかつたことは明らかである。従つて、当時において民主革命の任務を徹底的に達成しようとする国家権力は、まだプロレタリアート独裁ではなかつた。」とし、以下のように「過渡期の総路線」を重視している。「一九五二年になって党が過渡期の総路線を提起し、農業・手工業および資本主義工商業に対して系統的な社会主義改造を行ははじめた。このときの人民権力の実質は、それが担なう任務から見るなら、基本的にはすでにプロレタリアート独裁になつて いる。」

許崇徳氏は、このように権力の転化過程がまだ完了していない理由として、(1)組織形態がまだそれとともになって発展・変化していないこと（中央人民政府は依然として民主連合政府であり、中央人民政府の実際的地位は最高指導機関であるが、「中華人民共和国臨時中央政府」にほかならないこと）、(2)民族ブルジョアジーがまだ廃絶されず、搾取階級の代表的人物として依然権力に参加していること、の二つをあげている。

(2) 何華輝氏の見解

つぎに、何華輝論文<sup>(33)</sup>によれば、「五四年憲法の規定する、國家権力の任務と経済政策が階級構造と階級関係の側面に反映される大きな特徴は、民族ブルジョアジーが依つて立つ資本主義工商業をしだいに消滅させ、民族ブルジョアジーをしだいに消滅させることである」とし、「正に民族ブルジョアジーが消滅の過程におかれることによつて、搾取制度の消滅と社会主義社会の樹立がすでに法定の目標となり、五四年憲法の確認する人民民主主義独裁は、すでにプロレタリアート独裁に転化しはじめた」とする。その際、何華輝氏は、プロレタリアート独裁への転化の開始との完了について「ここでは、憲法規範の角度から言つてゐるのであつて、實際にはこの転化は黨の過渡期の総路線の提起後直ちに開始され」「一九五六年に中國が生産手段私有制に対する社会主義的改造を基本的に達成することによって、はじめてこの転化が最終的に達成された」と理解してゐる。そして、何華輝氏は、中共八全大会の劉少奇の政治報告が「わが国の人民民主主義独裁は實質的にはプロレタリアート独裁にほかならない」とするのは、この歴史的事実を根拠にしている、とみる。

(3) 董成美氏の見解

董成美論文<sup>(34)</sup>は、国家の性質について、目下のところ三種の意見、つまり(1)人民民主主義独裁すなわちプロレタリア中國の国家の性質（西村）

一ト独裁、(2)プロレタリアート独裁すなわち人民民主主義独裁、(3)人民民主主義独裁が主張されていることをあげ、指導力、階級的基礎、独裁的機能および歴史的任務等の基本的側面から見て、人民民主主義独裁は実質的にプロレタリアート独裁もしくはプロレタリアート独裁の一種の形態であるとする。

ここで特に注意すべきこととして、十一期六中全会以前に書かれた許崇徳・何華輝両氏の『憲法与民主制度』においては、「中華人民共和国成立以後、新民主主義から社会主義への移行を開始し、人民民主主義独裁も転化はじめた。それはしだいにブルジョアジーおよび小生産者の生産手段の私有制を社会主義的公有制に改め、人が人を搾取する制度を徹底的に消滅させた。このような権力は実質上プロレタリアート独裁にほかならない。」としていたことからみられるように、中共八全大会の劉報告に対する両氏の理解に変更がみられることである。つまり、何華輝論文はそれとの一致性を前提とするのに対して、許崇徳論文は批判的立場に立っている。許崇徳論文は、中国の人民民主主義独裁は新中国成立後実質的にプロレタリアート独裁になつたとする、劉報告のような「言い方は、全局から見れば別に非難するところはない。しかし、少奇同志はここでは政権の転化、革命の転化および社会的性質の転化が相当に長い段階を必要とするか否かの問題を詳細に解決しようとはしていない」とし、「建国当初、数年の転化過程が確實に存在していたという客観的事実」を強調するのである。<sup>(36)</sup>

このような意見の相違は、後述の憲法の制定過程およびその後の国家の性質論に対して一定の影響を及ぼしているのである。

### (三) 八二年憲法の「草案」と「成案」

一九八二年憲法草案は、その前文で「労働者階級の指導する、労農同盟を基礎とした人民民主主義独裁すなわちプロレタリアート独裁は強固になり、発展した」とし、第一条では国家の性質について、「労働者階級の指導する労農同盟を基礎とした、人民民主主義独裁の社会主義国家である」と規定した。この点について、彭真的憲法改正報告は、「草案の総則で行なわれている規定は、わが国の国情と階級状況が的確に反映したものであり、プロレタリアート独裁に対する歪曲もプロレタリア独裁の乱用も防ぐことができる」と説明した。<sup>(37)</sup> 何華輝氏は、この彭真報告を憲法学者の立場から次のように説明している。つまり、「権力の性質を規定する、このような憲法規範は、人民民主主義独裁思想の具体的体現であり、それは共同綱領の規定する、統一戦線政権としての人民民主主義独裁というものを単純に回復したものでもなく、五四年憲法の規定するような、社会主義社会建設の目標と結びつく人民民主主義独裁を単純に回復したものでもなく、それは社会主義社会の人民民主主義独裁である。この憲法規範は、わが国人民革命の歴史的特徴を正しく反映するだけでなく、わが国政権建設の歴史的経験を科学的に総括し、その理論上の意義はきわめて深いものがある。」<sup>(38)</sup>

ところで、八二年憲法「草案」序文では「刑法」「刑訴法」(七九年)第一条および「決議」(八一年)の表現である「人民民主主義独裁すなわちプロレタリアート独裁」(原文は「人民民主專政即無產階級專政」)を踏襲しているが、憲法草案の討論においてこれとは異なる意見も出された。

例えば、宋日昌氏は、「『すなわちプロレタリアート独裁』をもはや付け加えるべきでない」とし、その理由について次のように述べた。つまり、「マルクスの時代において言えば、有産階級の独裁に対抗して、プロレタリアート

独裁を提起すべきであった。現在の中国では、有産階級はすでに消滅しており、プロレタリアートが国家の主人になつてゐる。労働者階級の独裁もしくはプロレタリアート独裁を提起することは、いずれも中国の実際的状況に合致しない。『人民民主主義独裁』が妥当であり、実際情況に合致する。<sup>(39)</sup>

また、丁日初氏は、「もし、憲法序文において『人民民主主義独裁實質上なむちプロレタリアート独裁』に改めるならば、両者に区別のあることを示すことができるし、また、わが国の人民民主主義独裁がその新民主主義の任務をすでに終結して、社会主義建設というプロレタリアート独裁の任務を正にひきつづき担当していることを人々に明確にさせることができ、さらにわが国の国情に適合する社会主義政治制度の特徴を示すことができる」として、「成案」と同一の表現の採用を主張したのである。

「成案」に定着した「実質上即」の表現に反対する意見が出されたことも伝えられている。<sup>(40)</sup>それは、基本的に(A)(B)の二つにわけられる。つまり、(A)人民民主主義独裁の表現が中国の国情に適合する以上、何も面倒にもさらに人民民主主義独裁が実質的にプロレタリアート独裁であると言う必要がない、(B)(1)プロレタリアート独裁を根本から放棄する言い方である。(2)社会主義社会はプロレタリアート独裁にはかならず、人民民主主義独裁と称すれば新民主主義の時期に留まる恐れがある、(3)人民民主主義独裁は労働者階級が指導するものである以上、國家権力の実質はプロレタリアート独裁にほかならず、いつのことこれもプロレタリアート独裁といった方がよい、――とする具体的の意見である。(A)は「人民民主主義独裁」の採用を、そして(B)(1)(2)(3)は「プロレタリアート独裁」の採用を、それぞれ主張するものであると言つてよいであろう。そして、結局のところ八二年憲法の「成案」は、「実質上即」を採用したのである。彭真氏の草案報告(八一年十一月)はこの点について何も説明していないが、こうした「即」から「実質上

即」への変更については于浩成氏の次のようなコメントが示唆的である。<sup>(42)</sup>つまり、「新憲法序文では……『実質上』を用い、もとの憲法改正草案は『即』の語を用いているが、『即』を用いるのは不適当である。『即』は完全にイコールという意味であり、人民民主主義独裁はプロレタリアート独裁とイコールになってしまふが、どうして改めるのか。『実質上』に改めることに道理がある。つまり、『実質上』は完全にということとは異なり、それは本質的には同じであるが、異なるところもあるということである。」

ここで、八二年憲法の制定過程において主人公論との関係で強調されたこととして次のことに注目しておきたい。彭真の憲法草案報告<sup>(43)</sup>は、「人民民主主義独裁」という国家の性格は、わが国では人民、ただ人民のみが国家と社会の主人公であることを決定している、「八億の農民をもつわが国では、強固な労農同盟がなければ労働者階級の指導する幅広い統一戦線もなく、強固な中華人民共和国もなく、社会主義を築くことも不可能である」としている。

また、「わが国国家の核心問題は、人民が主人公となるのをいかに保障するかの問題であり、このことが人民民主主義独裁の実質所在でもある」<sup>(44)</sup>としたり、前述のように国家の主人公は労働者階級だけでなく、労働者、農民、知識分子および革命的愛国的統一戦線の人士であり、人民民主主義（独裁）が全国人民の団結を体現できる（本誌四〇頁、四二頁）とする、のである。そして、八二年憲法は具体的に「主人公」の用語を二回使用している。つまり、「序文」では、「中国人民は国家の権力をその手に握り、国家の主人公になっている」とし、四十二条では、「……国営企業と都市・農村の集団経済組織の勤労者は、国家の主人公としての態度をもつて自己の労働に取りくまなければならぬ」とする。前者では、「人民」が国家権力の担い手として、後者では「勤労者」が労働の権利・義務の主体として位置づけられている。

いざれにしても八二年憲法の「成案」の表現は、国家の性質について「人民民主主義独裁」説と「プロレタリアート独裁」説との折衷ともいべきものである。労働者階級＝プロレタリアートの指導性を確保するとともに、とくに八億農民に対する配慮を行ない、多くの人民を国家の主人公として構成することによって、安定團結と社会主義建設に対する広範な人民の積極的参加をかちとろうとしているようである。しかし、主人公としての自覚をもつ人民がどれほど現実に形成されているのかは別に検討を要する問題である。なぜなら、主人公概念が成り立つためには、政治・経済・文化の諸条件の整備・向上といった根本問題の解決が前提となるからである。この問題は、具体的には膨大な人口の圧力に抗して人口抑制を焦眉の課題としつつ、社会主義的物質・精神文明の建設状況、義務教育の実施、法律知識の普及などの動向と深くかかわっているのである。また、最近の労働人口の階級階層構成をみると、労働者階級が一億一千万人、農民が三億二千万人、個人經營者が一四七万人となつており、<sup>(45)</sup>「人民」の圧倒的部分を占める「農民」の「労働者化」の問題も「主人公」観念の確立にとって大きな鍵となろう。

## 五 国家の性質論の現況

——林景仁論文を素材にして——

上述の如く八二年憲法の制定過程において、国家の性質をめぐつていくつかの議論が存在するが、とりわけ批判されており側の論述については部分的に知りうるのみであり、その問題状況の全体的な把握は今後の検討に譲らざるをえない。ここでは、憲法制定後に発表され、国家の性質論に関する今日の問題状況を知る上でもっとも示唆に富む、林景仁氏の論文「人民民主專政實質上即無產階級專政」を素材にして若干の論点を整理することにしたい。

林景仁論文は、現行憲法における国家の性質規定を支持する立場から、これとは異なる見解・主張（中共十一期六中全会以前から憲法制定過程および制定後を含む）に対し批判するものとなっている。そこで主要な論点について、  
（一）プロレタリアート独裁と連合独裁、（二）民族ブルジョアジーとの同盟、（三）民主と独裁の関係、（四）搾取階級廃絶後の独裁の必要性——の四点から整理し、それぞれの論点について、現行規定に対する批判（「批判」とする）、林景仁論文の反論要旨（「林論文」とする）にわけ、筆者の若干のコメント（「コメント」とする）を他の関連資料を参考しながら加えることにしたい。

## （一）プロレタリアート独裁と連合独裁

### 【批判】

プロレタリアート独裁はプロレタリアートという一階級が国家権力を掌握するものであり、それに対して人民民主主義独裁はいくつかの階級の連合独裁もしくは労農連合独裁である。従って、人民民主主義独裁は実質上すなわちプロレタリアート独裁とはいえない。

### 【林論文】

建国当初、「共同綱領」等の文書は「中国の人民民主主義独裁は、中国の労働者階級、農民階級、小ブルジョアジー、民族ブルジョアジーおよびその他の愛国的・民主主義的な人々の人民民主統一戦線の権力である」とするとともに、労働者階級およびその政党（中国共产党）の指導性ならびに労農同盟を基礎とすることを明確にする。従って労働者階級とその他のいくつかの階級の間は、指導と被指導の関係であつて対等の関係ではなく、ここで述べていることはどの階級が人民の範囲に属し権力に参加しそれを構成できるかの問題であつて、権力の階級的性質の問題ではな

い。中国の人民民主主義独裁権力の階級的性質は、プロレタリアート独裁というほかはなく、農民階級もしくはその他階級の混合体ではないし、いくつかの階級の混合体ではなさらない。

### 「コメント」

ここで「林論文」の批判の対象にされていると思われるものに干浩成氏の次のような見解がある。つまり、「人民民主主義独裁の基本勢力もしくは独裁の主体は、もともと労働者階級、農民階級、小ブルジョアジーおよび民族ブルジョアジーである。最後の一つをとってもなお三つがあり、依然いくつかの革命的階級の連合独裁であり、プロレタリアートという一つの階級が独占する権力ではない。もしこれをプロレタリアート独裁というなら、農民階級、小ブルジョアジーさらにはその他の愛国人士等々は、結局、独裁の主体なのかそれとも独裁の対象なのか。両者のどちらでもなく、友人というほかはない。」<sup>(47)</sup>

林論文の基本的立場は、新民主主義革命期の権力の性質について「実質上労農民主独裁であり、あるいはいくつかの革命的階級の連合独裁と呼ばれる」として干浩成氏の理解と合致するが、建国後については、「革命の性質が新民主主義革命から社会主義革命に転化するにつれて、人民民主主義独裁の実質も、プロレタリアート独裁に転化しはじめた」とするものである。この点については董成美氏はあいまいな表現ながらも基本的には林論文と同一の理解のようである。つまり、「中華人民共和国成立以降、一九四九年から一九五六年までに、わが国の社会は新民主主義から社会主義への移行を徐々に実現した。この時期の人民民主主義独裁は、民主革命が残していた任務をひきつづき完成させる以外に、すでに社会主義革命と社会主義建設を徐々に実行し始めていた。一九五六年にいたり、わが国では搾取制度がすでに基本的に消滅し、社会主義制度がすでに基本的に確立していく。この時期の人民民主主義独裁は実質

上はプロレタリアートの独裁である」<sup>(48)</sup>。

こうした林景仁・董成美両氏の見解は、「過渡期の総路線」（一九五二年）の提起後プロレタリアート独裁に転化し、建国後からそれまでの権力の性質について、「新民主主義（いくつかの民主的階級の同盟）」とする許崇徳氏および「いくつかの革命的階級の連合独裁もしくは労農民主独裁」とする何華輝氏の見解<sup>(49)</sup>と異なる。このほかにも、プロレタリアート独裁の開始を一九五四年憲法の公布におく見解や一九五六年の生産手段の社会主義的改造の基本的達成におく見解もあり、現在依然として建国時から一九五六年までの権力の性質をめぐって見解の相違がみられるのである<sup>(50)</sup>。

## （二）民族ブルジョアジーとの同盟

### 〔批判〕

農民およびその他の勤労大衆との同盟の結成は理解しうるが、民族ブルジョアジーとの同盟の結成が実質上すなわちプロレタリアート独裁であるとはいえない。

### 〔林論文〕

民族ブルジョアジーは、解放前においては二面性を有しながらも中共の指導する民族民主革命に参加し、建国以後においては社会主義的改造を受け入れて人民民主統一戦線の一翼を担ない、搾取階級としての消滅後においては愛国的目的統一戦線内での一定の役割が期待されている。

このような勤労人民と協力できる非勤労人民との同盟は、平和的な「買い戻し」の方法による資本主義経済の社会主义的改造およびブルジョアジーに対する政治的権利の賦与という基本的構想ならびにこの同盟の補助的作用および

社会主義的改造への奉仕という性質からみてもマルクス・レーニン主義の基本的原理から離れるものではない。

### 【コメント】

〔批判〕が民族ブルジョアジーとの同盟の問題を、どの時期を想定して議論しているかが不明である。この論点は民族ブルジョアジーの社会主義的改造の基本的達成の前かそれともその後かによって異なるであろう。もし前の時期を対象に〔批判〕が議論しているとするならば、「林論文」の指摘するように中国的条件およびマルクス主義の古典理論からみて、それは当らないであろう。中国社会主義革命と建設の独自性というものを〔批判〕は否定する結果に導きかねないからである。また、後の時期については分配面での「定息」(固定利子)制度の存在とそのイデオロギー的影響の問題があるものの、民族ブルジョアジーは一九五八年頃基本的には社会主義的労働者に改造されているのであるから、従来の「同盟」の構成員としての民族ブルジョアジーではなくなっているのである。今日、この「同盟」を問題にする意味は、中国の議論からは必ずしも明らかにされていない。考えられることの第一は、階級としての民族ブルジョアジーは消滅したものの、それらが結集する「民主諸党派」との「長期共存」政策がとられており、彼らに対する政治的配慮が働いていることである。第二に、对外經濟開放政策の主軸として、外資導入を進め、中外合弁企業や単独外資企業を「国家資本主義」として位置づけ、一九五〇年代の民族資本に対する利用・制限・改造政策の経験を、現在の諸条件に活かそうとする意図も考えられる。第三に、第二のことと密接に関連することであるが、十年後に「一國家二制度」が適用されようとしている「香港」問題、さらには「台湾」問題を射程に入れての、遠大な構想によることが考えられる。<sup>(2)</sup>

### 〔三〕 民主と独裁の関係

#### 〔批判〕

プロレタリアート独裁の言い方は独裁を提示するのみで、民主を提示しないのであり、「独裁それ自体が民主に対する否定にほかならない」のであり、それに対して人民民主主義独裁は民主と独裁の統一であり、従つて人民民主主義独裁が実質的にすなわちプロレタリアート独裁である、ということに同意できない。

#### 〔林論文〕

字面から見るなら、プロレタリアート独裁という言い方それ自体には、「独裁」の字句があるのみで、「民主」の字句は存在せず歪曲されやすく、人民民主主義独裁のようには国家権力の民主的性質を明白に表わさないし、誤解および実際活動における一面性を防止する上で有利ではない。「人民内部における民主主義の面と反動派にたいする独裁の面の結びついたものが人民民主主義独裁である」<sup>(53)</sup>。これこそ、鮮明この上ない言い方である。しかし、これよつてプロレタリアート独裁という言い方にも、民主の一面が含まれてゐることを決して否定できない。

#### 〔コメント〕

この論点は、国家の性質規定に決定的な意味をもつてゐる。つまり、「文革」の理論と実践を集約した七五年憲法における「プロレタリアート独裁の社会主义国家」という規定が「文革」中に「民主」の否定につながる結果を導いたことに対する深い反省と関連している。つまり、「独裁」の面について「プロレタリアートは、文化諸領域をふくむ上部構造において、ブルジョアジーに対し全面的独裁を行なわなければならない」（第一二条）とし、「民主」の面については「大いに見解をのべ、大胆に意見を発表し、大弁論をおこない、大字報をはることは、人民大衆が創造

した社会主義革命の新しい形式である。国家は人民大衆がこの形式を運用することを保障し、集中もあれば民主もあり、規律もあれば自由もあり、意志の統一もあれば個人の気持ちがのびのびし、生きいきとして活発でもある、という政治的局面をつくり出して、国家に対する中国共産党の指導をうち固め、プロレタリアート独裁をうち固めるのに役立たせる。」（第一三條）とした。<sup>(64)</sup>

多くの論者によつて指摘されているように、「兩条文が結合したために、敵味方の矛盾と人民内部の矛盾の区別および民主の主体と独裁の対象の区別における混乱が生じ、基本的権利・自由のじゅうりんを大規模に現出させることとなつたのである。このようく、「プロレタリアート独裁」のもたらす、暗いイメージからの脱却を試みる表現として「プロレタリア民主主義独裁」（無産階級民主專政）の用語を採用する論者もあつたようであり、「独裁を重視すれば社会主义民主主義の発揚を妨げることになる」とか「活動の重点が四化建設に移行しており、人民民主主義独裁をその上に強調することは現代化建設の正常な進展に影響する」とするような懸念が表明されることも容易に理解される。<sup>(55)</sup>

#### （四） 摘取階級廃絶後の独裁の必要性

##### 【批判】

摘取階級は階級としてすでに消滅し、独裁の対象が存在しなくなり、プロレタリアート独裁も存在する必要がなくなった。従つて、現在の人民民主主義独裁が実質上やはりプロレタリアート独裁である、とは言えない。

##### 【林論文】

敵に対する独裁の実行は、プロレタリアート独裁国家の基本的機能の一つである。たとえ摘取制度と摘取階級の廢

絶後にも、国家の独裁的機能を取り消すことはできない。(1)搾取階級の残余分子とその他の敵対分子の存在、(2)搾取階級のイデオロギーの長期的存在、(3)帝国主義・霸権主義による侵略・破壊・転覆活動の可能性、(4)台湾・澎湖島・金門・馬祖および香港・マカオ地区における搾取制度と搾取階級の存在、(5)西側資本主義の腐朽した思想とブルジョア生活方式の侵入——の諸条件の下では、中国の階級闘争は複雑である。階級闘争が存在する以上、独裁の対象が存在するのであり、国家の独裁的機能を保持しなければならない。

### 【コメント】

〔批判〕の対象となっているのは、八二年憲法序文の次の点であろう。つまり、「わが国において、搾取階級は、階級としてはすでに消滅したが、なお一定の範囲で階級闘争が長期にわたり存在する。中国人民は、わが国の社会主義制度を敵視し破壊する国内外の敵対勢力および敵対分子と闘争しなければならない。」

右の「敵対勢力および敵対分子」の存在とそれらに対する取り扱いについては、部分的ではあるが具体的に報告されている。つまり、中共中央「地主・富農分子のレッテル除去問題および地主・富農の子女の階級問題に関する決定」<sup>56</sup>（一九七九年一月）が一九八三年七月から翌年十一月にかけて実施され、「四類分子」（地主・富農・反革命分子・悪質分子）に入っていた七九五〇四名について次のような措置がとられた。第一に長年政府法令を遵守し誠実に労働し悪事を行なっていない者についてはレッテルを除去して農村人民公社社員の待遇を与え、地主・富農の第二代については階級を定め、第三代については出身を改めた。第二に、誤って「四類分子」のレッテルをはらっていた九八二人についてはこれを訂正した。第三に、現行の違法犯罪活動を行なった一九五人については逮捕しもしくは労働教養に処した。第四に、軽微な違法犯罪行為を行なった、ごく少数の者についてはレッテルを除去し援助教育を施した。

第五に、すでに死亡している者については、その家族の要求にもとづき生前確かに改造されている場合はレッテルを除去した。第六に、国外にいる「四類分子」についてはすべてレッテルを除去した。<sup>(57)</sup>

以上の統計数字から見るだけでも、まだ相当数の「敵対勢力および敵対分子」が存在するとともに、中国の国内的国際的諸条件から考えてそれらの継続的出現が予想される。このことを強く意識して、憲法第二四条は「資本主義的、封建主義的、およびその他の腐敗した思想に反対する」ことを掲げているが、国際交流、「相互依存と相互協力」の活発な展開において、とくに对外開放のもたらす影響については過小に評価してはならないであろう。

- (1) 本稿との関係で福島正夫『中国の人民民主政権—その建設の過程と理論—』（東京大学出版会、一九六五年）が参考されるべきである。本書は、一九二〇年代から中ソ論争期までを扱った大著である。
- (2) 『中華人民共和国開國文獻』（新民主出版社編印）一五六頁参照。なお、本文書は、陳荷夫編『中国憲法類編』（中国社会科学出版社、一九八〇年）一九五頁以下に収録されている。
- (3) 吳山「憲法以共同綱領為基礎、同時是它的發展」『政法研究』一九五四年第四期二六頁以下参照。なお、董成美編著（西村幸次郎監訳、杉中俊文・野沢秀樹共訳）『中國憲法概論』（成文堂、一九八四年）二五頁参照。
- (4) 何華輝「對我国政權性質憲法規範的歷史考察」『江漢論壇』一九八二年第八期一九一—一〇頁。ここでは『D&法律』一九八一年第八期三一頁以下に転載されたものを参照した。
- (5) 最近のこの問題に対する全体的研究として、通山昭治「四九年（以後）實質プロ独立説の形成と『展開』—現代中国憲法史の根本問題—」（一—一）『東京都立大学法学会雑誌』第二七卷第一—二号があり、これによつて問題の所在と今日の意義を知ることができる。また、姉妹編として通山「中國人民民主独裁」論争ノート—わが国を中心にして—』（『中国研究月報』第四六〇号）をあわせて参照されたい。

なお、筆者は、『中国における企業の国有化—政策と法』（成文堂、一九八四年）において、「官僚資本の没収」のもう歴史

的意義を重視する立場から、建国時を「プロレタリアート独裁」の始期と考える見解に組みしてきた。

- (6) 中国研究所編訳『中華人民共和国憲法』（国民文庫）六一頁。
- (7) 薛暮橋・蘇星・林子力共著『中国国民经济の社会主义的改造』（北京外文出版社、一九六六年第三版）二六九頁。一九五八年には「公私共営企業は、國家がひきつづき資本家側の人員に定額利息を支払うことをのぞけば、基本的には全人民的所有制の国営企業となっている」のである（同書二三九頁）。
- (8) 『毛沢東選集』第五巻（外文出版社）五六五頁以下。
- (9) 『中国共产党第八回全国代表大会文献集』第一巻（北京外文出版社、一九五六年）二四頁。
- (10) 中央政法幹部学校国家法教研室編著『中華人民共和国憲法講義』（法律出版社、一九五七年）五四一五頁参照。なお、本書は、高橋勇治・浅井敦共訳（弘文堂、一九六〇年）として紹介されている。
- (11) 詳細は、西村幸次郎編訳・解説『中国における法の繼承性論争』（早稻田大学比較法研究所叢書第十二号、一九八三年）参照。
- (12) (13) 西北大学法律系国家和法的理論与歴史教研組編『国家和法的理論基本知識』（陝西人民出版社、一九五八年）四〇頁参照。なお、小竹文夫編著『百家争鳴』（弘文堂、一九五八年）六五頁、内閣官房内閣調査室編集『中共人民内部の矛盾と整風運動』（一九五七年）五九頁参照。
- (14) 福島正夫・前掲書五四八一九頁参照。
- (15) 于浩成『我国的民主政治与法制建設』（山西人民出版社、一九八三年）四六頁、李歩雲『新憲法簡論』（法律出版社、一九八四年）五一一頁参照。なお、国際的事件を意識して、つまり、一九五六年二月のソ連共産党二〇回大会のスターリン批判、一九五六年一〇月のハンガリー事件を受けて出されたものが、「プロレタリアート独裁の歴史的経験について」（一九五六年四月）と「ふたたびプロレタリアート独裁の歴史的経験について」（一九五六年十二月）であり、「プロレタリアート独裁」を原則として使用している。その後、毛沢東「人民内部の矛盾を正しく処理する問題について」（一九五七年二月）は、「われわれの国家は、労働者階級が指導する、労農同盟を基礎とした人民民主主義独裁の国家である」（『毛沢東選集』外文出版社版第五巻五六九頁）とする。「プロレタリアート独裁」は国际共产主義運動における「共通性」に、そして「人民民主

主義独裁」は中國的「民族性」に力点があるようである。

- (16) ソ連大使館『ソビエト連邦共産党綱領』（一九六〇年）一七五頁。
- (17) 『北京周報』一九七七年第一号一二頁。なお、福島正夫「過渡期階級闘争の理論」（東洋文化研究所紀要）第四五冊一三一二一頁）参照。
- (18) 中ソ論争の内容については、『國際共産主義運動の経路線についての論戦』（北京外文出版社、一九六五年）参照。
- (19) 舊鈍「從資本主義到共産主義的過渡時期自始至終都需要無產階級專政的國家」『政法研究』一九六四年第二期九頁以下。なお、当時の法学面における「現代修正主義批判」の代表的なものに鉄光「法学理論戰線的戰闘任務」（『政法研究』一九六四年第二期一頁以下、西村訳「比較法學」第九卷第一号一六一頁以下）がある。関連文献として、周揚「哲学・社会科学工作者の戰闘的任務」（『北京周報』一九六四年一月七日号）、福島正夫「中ソ論争と法の理論」（『法律時報』第三七卷第一二号）、第三回訪中法律家代表团『革命のなかの中国』（労働旬報社、一九六六年、六六頁以下）、等をあげておきたい。
- (20) 『國際共産主義運動の経路線についての論戦』（前出）四七八頁以下。
- (21) 最近の問題状況の一端については、董成美編著・前掲書第七章、西村幸次郎「中国經濟特区理論問題資料」（『比較法學』第一〇卷第一号二七頁以下）参照。
- (22) 宮沢俊義編『世界憲法集』（第四版、岩波文庫）二八二頁および二八五頁。
- (23) 藤田勇「現代社会主義国家論」『現代と思想』第一号、一〇四頁以下、新美治一「現代ソビエト社会主義国家論」同上第八号七四頁以下参照。
- (24) 宮沢俊義編『世界憲法集』（第四版、岩波文庫）二八二頁および二八五頁。
- (25) 一九七〇年九月、中共九期一中全会で「憲法草案」が採択され（董成美編著・前掲書一八頁参照），この第一条はすでに于浩成・前掲書四七頁。

「プロレタリア階級独裁の社会主義国家」としている『中国研究』第六一号九〇頁参照)。

- (26) 浅井敦『現代中國法の理論』(東京大学出版会、一九七三年)九七一八頁。
- (27) 『鞏固無産階級專政的根本大法』(上海人民出版社、一九七五年)四一頁。なお、本書の訳書である野間清・浅井敦・近田尚己共訳『プロレタリア階級独裁のために—中国新憲法の性格と任務—』(東方書店、一九七六年)六二頁参照)。
- (28) 宋日昌「關於修改憲法的我見」『社会科学』一九八一年第一期六四頁。
- (29) 許崇德「修改憲法十議」『民主与法制』一九八一年第三期八頁。
- (30) 『中国共产党の歴史についての決議』(北京外文出版社、一九八一年)三四一五頁。
- (31) 同右、十一頁、一七一八頁。
- (32) 許崇德「試論我國政權性質的轉變」『民主与法制』一九八一年第十一期一〇頁参照。
- (33) 何華輝・前掲三三一四頁。
- (34) 董成美「試論現行憲法如何修改的幾個問題」『民主和法制』一九八二年第三期八一九頁。
- (35) 許崇德・何華輝『憲法与民主制度』(湖北人民出版社、一九八二年)二六頁参照。本書は、その序文にあるように、一九八一年六月に書かれている。
- (36) 許崇德・前掲九頁。
- (37) 『北京周報』一九八二年第一九号二六頁。
- (38) 何華輝・前掲三五頁。
- (39) 宋日昌「關於《憲法修改草案》的幾點意見」『民主与法制』一九八一年第八期一二頁。
- (40) 丁日初「關於“人民民主專政”与“無產階級專政”」『社会科学』一九八二年第八期三頁。
- (41) 中国法学会編『憲法論文選』(法律出版社、一九八三年、以下『憲法論文選』と略)一〇六頁、于浩成・前掲書五〇頁、洪韵珊『無產階級專政學說的歷史和現実』(四川省社会科学出版社、一九八三年)三九頁以下参照。
- (42) 于浩成『民主・法治・社會主義』(群衆出版社、一九八五年)二〇三頁。

(43) 『北京周報』一九八一年第一九号二六頁および五〇号一四頁。

(44) 劉瀚「我国的国体和政体」（『人民日報』一九八一年五月一四日原載）『D<sub>41</sub>法律』一九八一年第五期三七頁。ほかに「中共中央宣傳部關於《中華人民共和國憲法修改草案》的宣傳提綱」（『半月談』一九八一年第一〇期原載）『D<sub>41</sub>法律』一九八一年第五期六頁。

(45) ベトナム憲法（一九八〇年一二月）が「国家は、政治、經濟、文化、社会のあらゆる分野で勤労人民の社会主义的集団主人制度、すなわち、全国的な範囲、各々の地方および各々の基礎において主人となる制度、社会の主人となり、自然の主人となり、自分自身の主人となる制度を、たえず整備し強化するよう保障する」（第三条）とする点は、ベトナムと中国の諸条件の差異はあるものの、中国が主人公觀念を確立するにあたって一つの具体的な素材を提供しているように思われる。鮎京正訓・高世仁訳「ベトナム社会主義共和国憲法一一」『法律時報』第五三卷六・七号、鮎京正訓「集団主人公權とベトナム革命」『社会主義法研究年報』第五号九二頁以下）参照。

(46) 『憲法論文選』一〇六一一八頁。

(47) 于浩成『我国的民主政治与法制建設』四九頁。

(48) 『憲法論文選』一〇九頁。これは、從来からの支配的見解である吳江『論無產階級專政』（人民出版社、一九七九年一九頁参照）の系譜に属する。

(49) 董成美編著・前掲書四四頁。

(50) 許崇德、何華輝両氏の論文の他に王向明『憲法若干理論問題的研究』（中国人民大学出版社、一九八三年）七三頁、張光博「人民民主專政實質上即無產階級專政」（『法學雜誌』一九八三年第三期六頁）、育乃寬・劉興華・尤俊意「我国人民民主專政的幾個理論問題」（『政治与法律』一九八三年第四期（四頁）、洪鈞珊・前掲書（四一一二頁）等がある。

(51) 「近年来我国憲法学重要理論問題討論綜述」『新華文摘』一九八五年第十二期七頁参照。

(52) 謝邦宇「在新時期仍然必須堅持人民民主專政」『法制建設』一九八四年第六期八頁参照。

(53) 『毛沢東選集』（外文出版社版）第四卷五五〇頁。

(54) 一九七八年憲法は、「全面独裁」を削除したものの「四大」については「四大」を運用する権利」として本文（第四五

条)に書き込んだ。後これも一九八〇年に削除された。

- (55) 何華輝・前掲三四頁、董成美編著・前掲書四七頁、于浩成『我国の民主政治与法制建設』五一頁、政治学院中共党史教研室編『徹底否定“文化大革命”講話』(解放军政治学院出版社、一九八五年)一九九頁以下、王奕文・楊一凡・羅鋒・王愛萍『學習新憲法講話』(湖南人民出版社、一九八三年)四四一五頁参照。

- (56) 中共中央統一戰線工作部・中共中央文献研究室編『新时期統一戰線文獻選編』(中共中央党校出版社、一九八五年)一〇一頁。

- (57) 蕭蔚雲・魏定仁・宝音胡日雅克琪編著『憲法学概論』(北京大学出版社、一九八五年修訂本)一二五—六頁、于浩成『我國的民主政治与法制建設』六〇頁以下参照。

付記)共同綱領および各憲法の条文については、平野義太郎編『現代中国法令集』(日本評論新社、一九五五年)、中国研究所編『中華人民共和国憲法』(国民文庫、一九五五年)、宮沢俊義編『世界憲法集』(岩波文庫一〇四版)、中国研究所『中華人民共和国主要法令集』(第一集、一九八一年)、『北京周報』(一九七五年第四号、一九七八年第十一号、一九八一年第十九号および第五二号)等を参照した。

[本稿は一九八六年度早稲田大学特定課題研究の補助を受けた「現代中国憲法の基本問題」の一部である]